

公益財団法人 日本フィランソロピック財団

第1回「ラテンアメリカ音楽文化交流基金」助成

募集要項

応募締切：2026年3月16日（月）17:00

1. 基金の目的

「ラテンアメリカ音楽文化交流基金」は、ラテンアメリカ地域の音楽文化を日本に紹介する音楽公演事業に助成します。日本に住むより多くの人々が、多様な民族的・文化的背景を持つラテンアメリカ音楽に触れる機会を通じて、相互理解と創造的な交流が促進されることを期待しています。

2. 募集の概要

対象となる事業	ラテンアメリカ地域の音楽文化を日本に紹介する音楽公演事業 ※日本国内で実施される事業が対象です。 ※国外から招聘する事業も対象です。
対象となる団体	日本国内に活動拠点となる主たる事務所がある団体・法人 活動実績2年以上の団体・法人 主たる事業がラテンアメリカまたは音楽や文化に関連する団体・法人
対象となる経費	旅費交通費、宿泊費、出演費、会場費ほか
助成金額	総額： 1,500万円（予定） 1件あたりの助成金額： 上限400万円
採択件数	5-8件（予定）
助成対象期間	2026年9月1日～2027年8月31日
公募開始	2026年1月30日（金）
公募締切	2026年3月16日（月）17:00
選考結果通知	2026年6月（予定）

3. 助成対象事業

ラテンアメリカ地域の音楽文化を日本に紹介する音楽公演事業

- ※ 本公司では、日本国内で実施する事業が対象です。
- ※ 本公司では、国外から招聘する事業も対象です。
- ※ 他の助成金・協賛金を得て実施する事業、チケット代を徴収する事業も対象です。
- ※ 趣味の稽古事や音楽教室、学生活動、同好会等、アマチュアの発表会は対象外です。
- ※ 舞踊等の舞台芸術公演、トークイベント、写真展なども対象としますが、生演奏をともなう事業に限ります。
- ※ 一般向けに告知され、誰でも公演チケットの購入や鑑賞が可能な事業を対象とします。
- ※ 営利法人への事業助成は、法人が助成金専用口座を開設し、出金管理することを原則とします。

【助成対象事業例】

- ラテンアメリカ音楽の観客層の拡大・普及を目的とする公演
- 文化的価値は高いが採算性の課題から開催機会が少ない招聘公演
- ラテンアメリカ音楽を演奏する日本と現地のアーティストが交流する公演
- 日本在住のアーティストによるラテンアメリカ音楽における重要作品の上演
- その他、ラテンアメリカ音楽の演奏会と文化交流イベント

<本公司におけるラテンアメリカの定義>

- 「ラテンアメリカ音楽」とは、広く中南米を起源とする音楽を指し、タンゴ、サンバ、ルンバ、ボサノヴァ、サルサ、レゲエ、フォルクローレほかジャンルを限定しません。
- 「ラテンアメリカ地域」とは、メキシコ以南の中南米地域とカリブ海地域すべてを含み、スペイン語圏、ポルトガル語圏、英語圏、仏語圏カリブなどを対象とします。

4. 助成対象団体

以下4点の全てを満たすこと

- 日本国内に活動拠点となる主たる事務所がある団体・法人
 - 活動実績2年以上の団体・法人
 - 主たる事業がラテンアメリカまたは音楽や文化に関連する団体・法人
 - 後述の「9. 助成先団体に求められる義務・条件」に同意いただける団体
- ※ 法人格のない任意団体や、株式会社等の営利法人も対象です。
- ※ 国、地方公共団体、政府系機関、外国政府、外国公的機関は対象外です。
- ※ 申請団体は応募事業を主催・共催する団体、招聘元と同一でなければなりません。

5. 助成金の対象となる経費

公演事業にともなう旅費交通費、宿泊費、出演費、会場費等、以下の費目を対象とします。
次頁＜注＞も必ずご確認ください。

- **旅費交通費**：国外から日本へ招聘するアーティストやスタッフの渡航費、国内公演にかかるアーティストやスタッフの移動費、ほか、事前調査や下見等 事業関連の旅費交通費、近距離の公共交通機関利用
 - ※ 国外からの航空運賃は、当該地域からのエコノミークラス相当を上限とします。国内移動は、公共交通機関による実費（在来線は特急券、新幹線は指定席まで）が対象です。いずれも、座席アップグレード等の追加料金・特別サービス費は対象外です。
 - ※ 申請団体が直接支払、または旅行代理店等に支払って代理店から団体宛に領収書が発行される場合のみ対象です。個人宛の領収書は対象外です。
 - ※ 楽器運搬費に該当する旅客運賃等も対象となります。
 - ※ 車利用について、レンタカーレートは対象ですが、自家用車・社用車利用時のガソリン代は対象外です。駐車場代は対象ですが団体宛の領収書が必須です。タクシー代は妥当性が認められる場合のみ対象としますので申請時にご相談ください。
- **宿泊費**：公演等にともなうアーティストやスタッフの国内宿泊費
 - ※ 申請団体が直接支払い、または旅行代理店等に支払い、代理店から団体宛に領収書が発行される場合のみ対象です。個人宛の領収書は対象外です。
- **ビザ（在留資格認定証明書）取得関連費用**：申請手数料、行政書士費用
- **訪日外国人向け保険加入費用**：通常加入するべき滞在中の障害・疾病保険
 - ※ イベント保険、数年間有効で他事業に利用できる海外旅行保険、個人の任意加入保険は対象外です。渡航する個人を対象とする保険で、申請団体宛の領収書が取得でき、保険料見積を事前に提出できるものに限ります。
- **出演費**：アーティストへの出演料
- **会場費（会場貸借料、設営費）**：練習やリハーサルでの会場費も含む
 - ※ 施設運営団体による自施設使用料の計上は対象外です。
- **外部の専門家に対する謝金**：通訳等
- **当日スタッフ費用**：公演開催時のアルバイト人件費、ボランティアへの謝金（仕込み、ばらし含む）
 - ※ 応募事業に従事する申請団体の社員・職員等の給与は対象外です。
- **広告宣伝費**：チラシなどの宣伝印刷費
 - ※ 有料販売用のパンフレットやCD等の製作費用は対象外です。
- **その他の経費**：音楽費、文芸費、運搬費、記録・配信費

＜注＞

- ※ 予算書に、具体的な使途と単価×個数を記載し、価格の根拠となる見積書・価格表などを必ず添付してください。単価、明細、按分根拠、支払元・支払先が不明な費用は対象外となる場合があります。
- ※ 出演費、謝金、人件費について、助成事業完了報告時に、謝金規程、契約書、請求書等の証憑が提示できない場合は、経費として認められません。
- ※ 固定資産（1点 10万円以上かつ耐用年数1年以上）の購入は助成対象外です。
- ※ 飲食費、消耗品費、会議費、附帯事務費は助成対象外です。公演事業に必要でも自己負担にてお願いします。
- ※ 行政機関・金融機関等に支払う各種手数料は対象外です。
- ※ 企業の協賛金、国や自治体、他の財団等の補助金・寄付金を活用する事業でも応募はできますが、同一の費用を重複して計上することはできません。

6. 助成金額

- 助成総額：1,500万円（予定）
- 1件あたりの助成金額：上限400万円
- 採択件数：5-8件程度
- 助成対象期間：2026年9月1日～2027年8月31日
- ※ 最終的な助成金額については、事業計画、団体情報等を踏まえ、審議の上で決定となります。
- ※ 助成金の交付は、事業開始時と終了時の2回払いです。採択後、助成契約の締結後に採択額の半額を支給します。2回目は、助成対象期間の終了後にご提出いただく事業完了報告書の確認・受領したうえでの精算払いとなります。
- ※ 助成金は銀行等金融機関の団体名義口座へ振込にて支払います。任意団体も団体名義口座が必要です。営利法人への事業助成は、助成金専用口座を開設いただき、出金管理することを原則とします。個人口座、別段口座、外国送金での交付はできません。
- ※ 為替相場を理由とした助成金額の増減や追加支給は行いません。

7. 選考方法

当財団の選考委員会による書類審査で選考を行います。

- ※ 採択の可否に関わらず、選考結果は全応募団体にお知らせします。
- ※ 選考の経緯・決定理由は、採択の可否に関わらずお問い合わせには応じかねますので、予めご了承ください。

8. 選考基準

組織（申請団体）、事業の目的、事業内容・計画について、総合的に判断します。

- （1）事業の目的：公募趣旨との整合性
- （2）事業を行う組織（申請団体）：ビジョン、信頼性、組織評価、法令順守
- （3）事業の確実性：計画性、活動実績、実施管理体制、資金使途の妥当性
- （4）事業の有効性：認知向上、波及効果、交流促進、上演内容の音楽的な重要性

※ 宗教活動や政治活動を目的とした事業・団体、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業・団体には助成を行いません。

9. 助成先団体に求められる義務・条件

- ・ 当財団との助成契約締結
- ・ 申請団体名の金融機関口座での助成金受取（独立した事業としての会計処理を行うこと）
- ・ 助成金の適正な使用と会計処理
- ・ 適切なガバナンス・コンプライアンス体制
- ・ 反社会的勢力の排除
- ・ 採択事業における催事、制作物での基金名明示
- ・ 進捗報告および成果報告書の提出 等

10. スケジュール

公募開始： 2026年1月30日（金）

公募締切： 2026年3月16日（月）17:00

結果通知： 2026年6月（予定）

助成金支払： [1回目] 2026年8月（予定）、[2回目] 完了報告後精算払

※ 選考結果を申請団体へお知らせすると同時に、当財団サイト等にて助成先を発表します。

11. 応募の方法と必要書類

助成電子申請システム「Graain」に団体情報等をご記入の上、下記の書類を添付してご提出ください。郵送やEメールでの応募は受け付けません。

（1）応募用紙（様式1）（ファイル形式：PDFとWord2形式で提出・8ページ以内）

所定の用紙をダウンロードし、必要事項を記入してご提出ください。

あわせて、企画書等、応募事業の実施計画に関する補足資料を添付してください。

（2）応募事業の収支予算書（様式2）（ファイル形式：PDFとExcel2形式で提出）

所定の用紙をダウンロードし、予算計画を記入してご提出ください。

あわせて、申請額の根拠となる見積書・価格表などを必ず添付してください。

（3）団体や取り組みの紹介資料（ファイル形式：PDF）

団体概要・パンフレット・アニュアルレポート等、団体の概要や活動内容が分かる一般的な紹介資料。HPやチラシ等をまとめたものでも結構です。

(4) 団体の過去 2 事業年度の会計報告書 (ファイル形式: PDF)

(5) 団体の今事業年度の収支予算書 (ファイル形式: PDF)

(6) 登記簿謄本/履歴事項全部証明書の写し (ファイル形式: PDF)

過去 1 年以内に取得した法人の登記簿謄本をご提出ください。任意団体で登記簿謄本が無い場合は、代表者他 2 名 (計 3 名) の本人確認書類をご提出ください。

* 本人確認書類の提出時の注意: 「性別」「障害」「臓器提供意思表示」「番号」等を表す項目は黒塗りし、マイナンバーカードは表面のみ (裏面不要) にてご提出ください。

(7) 定款 (ファイル形式: PDF)

任意団体で定款が無い場合は、会員規約と役員名簿をご提出ください。

(8) 【営利法人のみ】税務申告書 (ファイル形式: PDF)

一般社団法人のうち非営利型の要件を満たさない団体も提出が必要です。

※ 追加の資料提出を依頼する場合があります。あらかじめご承知おきください。

★助成電子申請システム「Graain」の利用方法

① 助成電子申請システム「Graain」に新規アカウントを作成してください。

<https://www.service.graain.net/UjBrs/general/login>

※既に「Graain」アカウントをお持ちの方は、新規アカウントの登録は不要です。既存のアカウントでログインしてください。

② ログイン後、申請者用 Home 画面に表示される助成プログラム一覧の中から、「第 1 回 ラテンアメリカ音楽文化交流基金」を選択してください。

③ 画面の指示に従って必要情報を入力の上、応募書類ファイルを申請画面から送信ください。

④ 応募後も、申請内容の確認や選考結果などについて「Graain」から連絡や書類授受を行いますので、「Graain」からの通知メールを見落とさないように受信設定ください。

参考: [Graain 新規アカウント登録マニュアル](#)

参考: [Graain 助成金申請操作マニュアル](#)

12. 個人情報の取り扱いについて

応募の際にご提供いただく個人情報は、選考審査情報および連絡用としてだけ使用します。

13. お問い合わせ

応募に関するお問い合わせは、件名を「ラテンアメリカ音楽文化交流基金」とし、団体名・担当者名・電話番号を明記の上、当財団の代表メールアドレスにお送りください。

・宛先: [info\(at\)np-foundation.or.jp](mailto:info(at)np-foundation.or.jp) (at)は@に置き換えてください。

・お問い合わせ受付: 2026 年 3 月 13 日 (金) 午前 9:00 まで

※ご回答には数日いただく場合があるため、時間に余裕をもってお問い合わせください。

14. 公益財団法人 日本フィランソロピック財団について

当財団は、社会貢献事業への資金提供を目的として、寄附を募り、それを基金として管理運営し、助成や奨学金・顕彰事業などを行っています。寄附者おひとりおひとりの「おもい」を「意義ある寄附」として大きく育み、未来への投資としてより豊かな社会の創造を目指しています。

ホームページ：<https://np-foundation.or.jp/>